

松阪記者クラブ加盟各社 御中

大台町建設上下水道課
大 台 町 総 務 課

大台町生活排水処理事業（公共下水道事業及び公共浄化槽事業）使用料の
会計処理に係る不適切な事務処理について

1. 概要

令和 7 年第 1 回大台町議会において、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」とします。）第 96 条第 1 項第 10 号の規定に基づく「権利の放棄」に係る議案を提出するため、大台町生活排水処理事業に係る使用料債権の整理を行ったところ、町が管理する「株式会社ゆうちょ銀行の振替口座」に、納付者が特定できない使用料が残っていることが判明いたしました。

（１）当該使用料の件数と金額

件 数	金 額
36 件（推定※）	151,200 円

※1 人から 5 人までの使用料が当時 4,200 円であったことから推定。

（２）不適切な事務処理があったと思われる期間

平成 24 年 5 月 21 日から平成 26 年 6 月 18 日

※平成 22 年度まで遡り調査を実施したところ、保存されている伝票等から、平成 24 年 5 月 21 日の時点で当該振替口座の残高（繰越額）が「0（ゼロ）円」であることが確認できており、それ以降の残高（繰越額）の推移を追跡調査したところ、平成 26 年 6 月 18 日の時点で当該振替口座の残高（繰越額）が「151,200 円」と最少額になっていることから、この期間において不適切な事務処理が行われたものと判断いたしました。

2. 原因

使用者から「株式会社ゆうちょ銀行の振替口座」に入金された使用料を、大台町生活排水処理事業特別会計（当時）の口座（大台町指定金融機関である株式会社百五銀行の口座）に払い出すための事務を適切に行っていなかったため。

3. 今後の対応

該当する期間の「株式会社ゆうちょ銀行の振替口座」に残る納付者が特定できない使用料及び大台町生活排水処理事業会計の債権につきましては、次のとおり対応します。

- （１）全額（151,200 円）払い出しを行い、雑収入として大台町生活排水処理事業会計の口座に入金し令和 6 年度の歳入といたします。

- (2) 公共浄化槽使用料債権については、令和7年第1回大台町議会において、「権利の放棄」に係る議案を提出し、議決を得たのち令和6年度の決算において不納欠損処理を行います。
- (3) 公共下水道使用料債権については、公法上の債権であり5年の時効期間を経過していることから、議会の議決を必要としないため、他の債権と合わせて令和6年度の決算において不納欠損処理を行います。

4. 再発防止策

- (1) 使用者から使用料の納付があった際に、株式会社ゆうちょ銀行が発行する「振替受払通知票」及び町が小切手による払い出しを行った際に発行される「振替受払通知票」を「記録簿」に記載し、入金と払い出しの突合を行い、払い出し忘れがないかを確認します。
- (2) 「振替受払通知票」の「記録簿」を毎月末に複数人で点検を行い、事務処理が適切に行われているか確認を行います。

5. その他

関係職員に対する処分につきましては、事実関係を詳細に調査・確認したうえで、厳正に対処いたします。

6. 問合せ先

【使用料に関すること】

大台町建設上下水道課 特命監 枡田 満

TEL : 0598-82-3788

FAX : 0598-82-2565

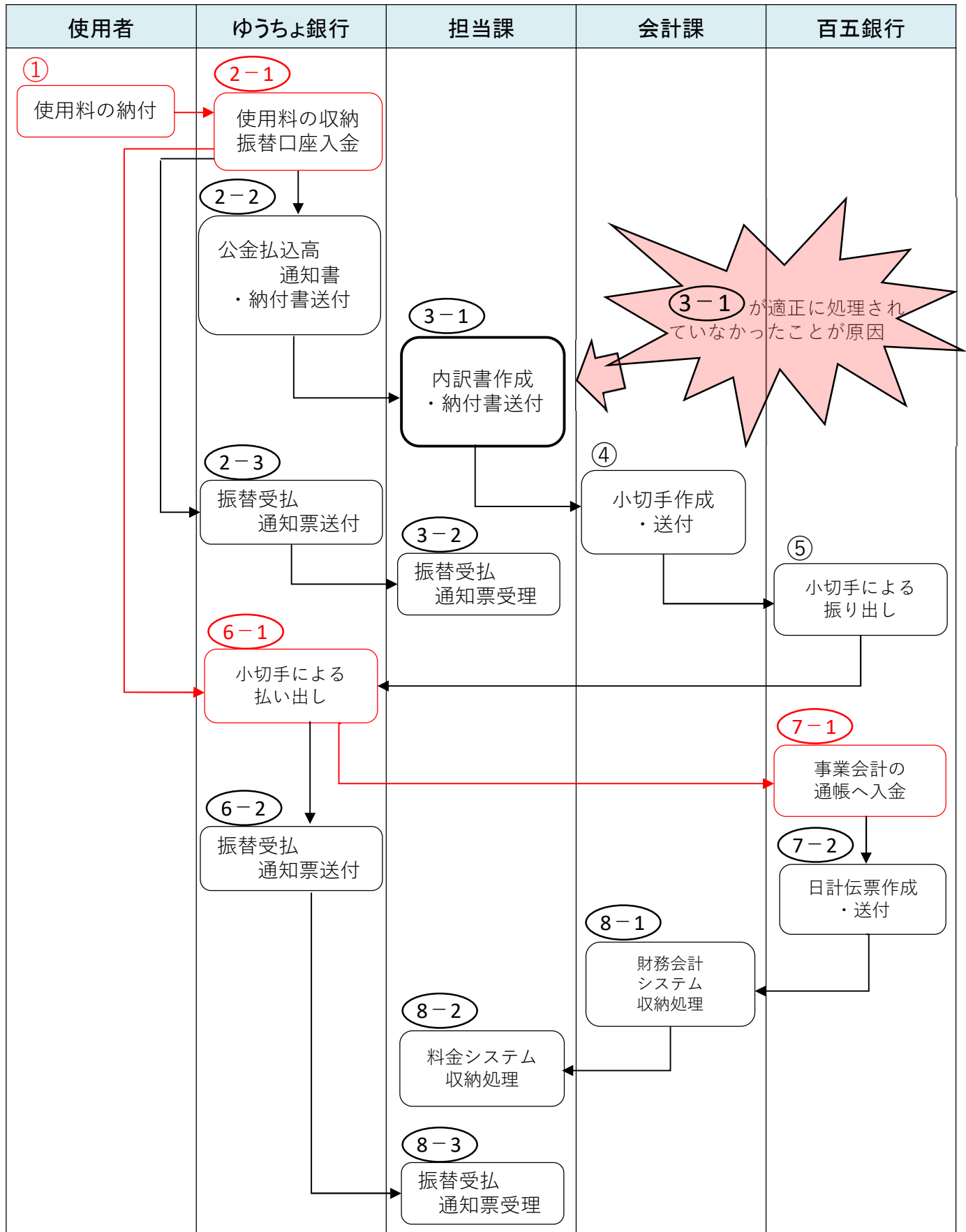
【職員の処分に関すること】

大台町総務課 課長 西 保則

TEL : 0598-82-3781

FAX : 0598-82-1618

【参考】 ゆうちょ銀行の料金収納 概略フロー図



※ 赤枠・赤線は現金の流れ